

電気学会細則

(最終改正：平成28年10月6日)

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、定款に定められた諸事項について適正に運営することを目的として定める。

第2章 入会、会員種別及び会費

(入会)

第2条 会員になるには、所定の入会申込書に入会金および会費を添えて、会長に提出するものとする。

(入会金)

第3条 定款第7条第1項の別に定める入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正員 1,200円
- (2) 准員 800円

(入会金不要の場合)

第4条 会員の種別が変更される場合には、入会金を要しない。

(入会金の減免)

第5条 理事会は、期間を定めて第3条に定める入会金を減免することができる。

2 定款第5条第1項に定める会員の内、名誉員、学生員、事業維持員はこれを免除する。

3 過去に学生員であった者が正員として再入会を希望する場合、これを免除する。

(終身会員)

第6条 定款第5条第1項第1号に定める正員で、次の各号に該当する者を終身会員という。

- (1) 引き続き45年以上会員であった者
- (2) 引き続き20年以上21年未満会員であった者で、一時に200,000円を納入した者
- (3) 引き続き21年以上45年未満会員であって、一時に200,000円から21年を越えた年数1年につき8,000円を減じた額を納入した者

(会員種別の変更)

第7条 准員で学校卒業者は、卒業後次の基準年限を経過したときは、理事会の決議によって正員に推薦し、その旨を通知する。

- (1) 大学学部卒業者 2年
- (2) 短期大学卒業者 4年
- (3) 工業高等専門学校・高等専門学校卒業者 4年
- (4) 高等学校卒業者 6年

2 准員で前項以外の者は、これに準ずる。

第8条 学生員は学校卒業とともに准員に推薦し、その旨を通知する。ただし、大学院生（修士ならびに博士課程）は、申し出により、学生員として扱われることができる。この場合大学院離籍時に

は、学部卒業後の経過年数が2年以下であれば准員に、2年を超過していれば正員にそれぞれ推薦される。

(会費)

第9条 定款第7条第1項の別に定める会費は、年額を次のとおりとする。

- (1) 正員 10,000円
- (2) 准員 5,400円
- (3) 学生員 4,800円
- (4) 事業維持員 1口 30,000円(1口以上)

(会費の減免)

第10条 理事会は、期間を定めて前条の会費を減免することができる。

2 定款第5条第1項に定める会員の内、名誉員および本細則第6条に定める終身会員はこれを免除する。

3 60歳以上かつ在籍20年以上かつ無収入（年金のみ）の正員で所定の申請手続きを済ませた者をシニア向け年会費減額対象者とし、3,000円を減額する。

4 大学院修士課程を修了した正員を対象とし、修了直後の2年間4,000円を減額する。

5 団体扱い職域において個人会員会費徴収を行う場合、会員一人につき会費の5%を免除する。

(会費の納入)

第11条 正員、准員および学生員の会費は、毎年4月から3月に至る1年分をその年の3月末日までに全納することを原則とする。なお、5人以上が1団となる場合は、あらかじめ定めた責任者が、その会費を取りまとめ、毎年4月から9月に至る半個年分をその年の3月末日までに、10月から3月に至る半個年分を9月末日までに分納しても差し支えない。

2 会費は、入会の月から納入するものとする。准員および学生員の種別を変更した者は、種別変更の月から新種別に相当する会費を納入するものとする。

(任意退会後の復会)

第12条 定款第8条により任意退会した者は、退会から復会年度の期間に相当する会費を全額支払う、もしくは復会年度の会費を含め30,000円を支払うことにより、復会することができる。

2 復会した者は、復会まで継続して会員であったものとみなす。ただし、30,000円を支払うことにより復会した者は、退会後の期間に関わらず、復会年度を含め3年間会員を継続したものとみなす。

(会員資格喪失後の復権)

第13条 定款第10条1項により資格喪失した者が、

資格を復権するためには、未履行の義務を履行した上で、資格喪失から復権年度の期間に相当する会費を全額支払う、もしくは復権年度の会費を含め 30,000 円を支払う。

2 復権した者は、復権まで継続して会員であったものとみなす。ただし、30,000 円を支払うことにより復権した者は、資格喪失後の期間に関わらず、復権年度を含め 3 年間会員を継続したものとみなす。

(会誌の発送停止)

第 14 条 会費を滞納した会員に対しては、会誌の発送を停止することがある。停止された会誌は、会費を完納した場合でも配布を受けられないことがある。

第 3 章 役 員

(理事の定数)

第 15 条 定款第 22 条第 1 項の理事の内訳を次のとおりとする。

会長 1 名、会長代理 1 名、副会長 4 名、常務理事 4 名、専務理事 1 名、部門担当理事 5 名、支部担当理事 9 名、その他に必要な理事 5 名以内

(役員の職務)

第 16 条 定款第 23 条第 1 項により選任された理事は前条の役職を担うものとする。理事の役職は、理事会の決議によって決定する。

(役員の選出)

第 17 条 定款第 22 条第 1 項に定める役員は、別に定める役員の選出規程に基づき選出する。

(会長、会長代理不在時の理事会)

第 18 条 理事会の議長は会長とする。会長が理事会に出席できないときは、議長は会長代理とする。会長代理も出席できないときは、副会長の互選で議長を定める。

(常務理事・専務理事の定数および職務分担)

第 19 条 常務理事の定数および職務分担は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画理事 1 名 人事、文書、各種の企画、その他一般庶務に関する事項
- (2) 財務会計理事 1 名 予算、決算、金銭の出納、物品の保管、その他財務会計に関する事項
- (3) 編修出版理事 1 名 会誌の編修、図書の出版に関する事項
- (4) 研究調査理事 1 名 研究調査に関する企画および各種調査委員会の調整、調査結果の発表に関する事項

2 専務理事は、会長、会長代理および副会長を補佐し、日常の業務に従事し会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された会務を処理する。

(部門担当理事・支部担当理事の定数および職務分担)

第 20 条 部門担当理事・支部担当理事の定数および職務分担は、次のとおりとする。

(1) 部門担当理事 5 名 担当する部門の業務を総理し、部門長として部門を代表する

(2) 支部担当理事 9 名 担当する支部の業務を総理し、支部長として支部を代表する

(その他に必要な理事の定数、職務分担および選出)

第 21 条 その他に必要な理事の定数、職務分担は、理事会の決議を経て別に定める。

(欠員の補充)

第 22 条 定款第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、補欠の選定を行い総会で選任する。

(事務局長)

第 23 条 事務局長の任免は理事会の決議を要する。

第 4 章 代議員

(代議員の選出)

第 24 条 定款第 5 条第 3 項の代議員は、別に定める代議員選出規程に基づき正員の投票により選出する。

第 5 章 部 門

(部門の設置・廃止等)

第 25 条 部門の設置・廃止等は、別に定める準部門、部門の設置、廃止および昇格等に関する規程による。

(部門の運用)

第 26 条 部門の運用は、別に定める部門共通規程による。

第 6 章 支部および支所

(支部の設置・運用)

第 27 条 支部の設置・運用は、別に定める支部共通規程による。

第 7 章 その他

(会議及び委員会)

第 28 条 この法人は、事業の一部を行うため、理事会の決議を経て会議及び委員会をおくことができる。

附 則 (平成23年7月29日 理事会承認)

(施行期日)

第 1 条 この細則の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。